

外ぼう障害に係る障害等級の見直しについて

1. 趣旨

船員保険法に基づく障害年金等の給付は、労働者災害補償保険の障害補償給付等を受けることができる者に対し行うこととしている。

今般、「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会報告書」を踏まえ、労働者災害補償保険において外ぼう障害に係る障害等級の男女差の解消等を行うことを踏まえ、船員保険においても同様の改正を行う。

2. 概要

外ぼうの醜状障害については、船員保険法施行規則において、女性については別表第1の7級及び別表第2の5級、男性については別表第2の5級及び7級に区分されていた。

この男女別となっている障害等級について、男女差の解消を図るために、女性の等級を基本として男性の等級を引き上げるとともに、医療技術の進展を踏まえ、醜状の程度を相当程度軽減できるとされる障害を新たに別表第2の2級として「外貌に相当程度の醜状を残すもの」を加えることとした。

その他所要の経過措置等を規定することとした。

3. 根拠法令の条項

船員保険法第87条第1項及び第2項

4. 施行期日

公布日（平成23年2月1日）